

令和3年冬の交通事故防止運動実施要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることで、人や車の動きが慌ただしくなり、交通事故の多発が懸念される年末の交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和3年12月1日（水）から14日（火）までの14日間

3 統一行動日

12月 3日（金） 飲酒運転根絶の日・歩行者保護の日

12月10日（金） 交通事故死ゼロを目指す日・自転車の交通事故防止の日

4 スローガン

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

5 運動重点

(1) 県重点

- ① 横断歩道における歩行者優先の徹底
～ドライバーによる歩行者への思いやりと歩行者による横断（ハンドサイン）の意思表示～
- ② 夕暮れ時と夜間における歩行者・自転車の交通事故防止
- ③ 飲酒運転の根絶及び危険運転等の防止

(2) 市町村重点

市町村の交通安全対策協議会は、上記の重点のほか、地域の交通事故実態に即して必要があるときは、市町村重点を定めることができる。

6 運動の進め方

県、市町村及び関係機関・団体は、相互に連携・協力し合い、本要綱に基づき、それぞれの実情に即した広報活動などを行い、全ての県民に周知を図るとともに、この運動への参加意識を高め、幅広い県民運動として展開する。

7 主な推進事項

(1) 横断歩道における歩行者優先の徹底

交通事故死者のうち歩行者の占める割合が高いことから、ドライバーの歩行者保護意識を向上させる必要がある。そのため、車両の運転者は、常に歩行者への思いやりの意識を持って、横断歩道における歩行者優先を徹底する。

また、歩行者は、横断歩道を渡る際に車両の運転者への意思表示（ハンドサイン）を行い、安全な横断を心掛ける。

- ・ 横断歩道を横断する歩行者を見かけた際の歩行者保護の周知
- ・ 横断歩道を横断する際に手を上げるなどの意思表示の実践の推進

(2) 夕暮れ時と夜間における歩行者・自転車の交通事故防止

夕暮れ時から夜間の時間帯に交通事故が多く発生する傾向があることを訴え、子供や高齢者を始めとする歩行者や自転車の運転者自らが反射材等を着用・設置するなどの対策を講じることで交通事故を防止する。また、ドライバーへの歩行者・自転車の保護意識の向上を推進する。

- ・ 夕暮れ時から夜間外出時の反射材や明るい色の服装の着用促進
- ・ 子供や高齢者を始めとする歩行者等に配慮した運転に関する啓発の推進
- ・ 横断歩道での歩行者優先徹底の周知、啓発の促進
- ・ 自転車用ヘルメットの着用促進
- ・ 車道左側通行の原則、歩道を通行する場合の徐行の周知
- ・ 二人乗りや無灯火、スマートフォン等の使用、飲酒運転等の危険性の周知
- ・ 自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害保険の加入徹底

(3) 飲酒運転の根絶及び危険運転等の防止

飲酒運転は「しない、させない、ゆるさない」を合言葉に、広く県民に飲酒運転の悪質性や危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さを訴えるとともに、路上寝込み等による交通事故防止をドライバー、歩行者に呼び掛ける。また、「あおり運転」等の危険運転の防止を訴える。

- ・ 飲食店における運転者への酒類提供禁止の徹底
- ・ 事業者に対する飲酒運転の根絶に向けた取組の推進
- ・ 路上寝込みを起因とした交通事故発生実態と発見時の措置方法の周知
- ・ 妨害運転（あおり運転）の周知、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転の推進

8 実施要領

本運動は、交通事故を防止するため、全ての県民が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーの実践を習慣付けるなど交通安全意識の向上を目指しています。

運転者・家庭・学校・職場・地域ぐるみなど、それぞれの視点から交通事故ゼロを目指しましょう。

<自動車・二輪車の運転者>

- ・ 歩行者や自転車ががいるときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど思いやりのある運転を心掛けましょう。
- ・ 横断歩道や見通しの悪い交差点を通過する際は、直前で停止可能な速度で進行し、歩行者等がいるときは、その通行を妨げないようにしましょう。
- ・ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯、夜間の対向車・先行車がない状況の走行用前照灯（ハイビーム）の積極的な使用、上向き・下向きのこまめな切替えをしましょう。
- ・ 全席シートベルトを着用し、幼児、児童には体格に合ったチャイルドシート等を正しく使用しましょう。
- ・ スマートフォン、携帯電話の使用は、安全な場所に駐車してから行いましょう。
- ・ 歩行者・自転車の側方を通過する際は、安全な間隔を保持しましょう。
- ・ 飲酒運転は悪質な犯罪です。絶対にやめましょう。
- ・ 妨害運転（あおり運転）は危険です。運転に際してはゆとりと周囲への思いやりの気持ちを忘れないよう心掛けましょう。
- ・ 健康管理を心がけ、体調不良時は運転を控えましょう。
- ・ 二輪車を運転する際は、二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、カーブの手前では十分に速度を落とすなど、ゆとりを持った運転を心掛けましょう。また、ヘルメットを正しくかぶり、プロテクターを着用して身体を守りましょう。

<自転車の運転者>

- ・ 自転車は車両との認識を持ち、原則車道の左端を通行しましょう。
- ・ 歩道を通行する場合は車道寄りを徐行し、歩行者優先を徹底しましょう。
- ・ 一時停止標識のある交差点では必ず一時停止、見通しの悪い交差点では一時停止や徐行の上、確実に安全確認をしましょう。
- ・ 無灯火運転や二人乗り、並進、傘差し運転、イヤホンやスマートフォン等の使用、飲酒運転、妨害運転（あおり運転）は絶対にやめましょう。
- ・ 自転車に乗る時は、自転車損害保険等に参加しましょう。幼児、児童はもちろん、大人も高齢者も乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- ・ 夕暮れ時の事故防止のため、反射材を身に付けたり、自転車に設置するなどの対策を講じましょう。

<高齢者>

- ・ 道路を横断するときや、交差点を通行するときは、自分の目でしっかり安全を確認しましょう。
- ・ 道路を横断するときは、車両の直前・直後の横断はやめましょう。
- ・ 横断歩道を渡る際は、自らの安全を守るため歩行者も手を挙げるなど運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。
- ・ 自転車に乗る時は、交通ルールを守り、ヘルメットを着用しましょう。

- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用しましょう。

<家庭>

- ・ 「もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる」を合言葉に、子供に交通ルールやマナーを守る態度を身に付けさせましょう。
- ・ 子供が普段通行する道路等の危険箇所を確認し、注意するよう指導しましょう。
- ・ 横断歩道を横断する際は、手を上げるなどして、横断する意思表示を車両運転者に示すよう指導しましょう。
- ・ 子供が自転車を運転する時は、乗車用ヘルメットの着用をさせ、高齢者が自転車を運転する時は、乗車用ヘルメットの着用を勧めましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう、声を掛け合いましょう。
- ・ 加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等を踏まえて、衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された「セーフティ・サポートカー」の利用や運転免許証の自主返納等について話し合う機会を設けましょう。
- ・ 二輪車での無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼び掛けるとともに、交通事故の責任や命の大切さについて話し合いましょう。
- ・ 「ながらスマホ」、「歩きスマホ」はしないよう声を掛け合いましょう。
- ・ 飲酒運転や妨害運転（あおり運転）の悪質性・危険性について話し合いましょう。
- ・ 飲酒後に事故に遭わないため、飲酒のリスクや帰宅方法について話し合い、考える機会を設けましょう。
- ・ 自宅で飲酒した後もアルコールが抜けるまでは、運転をしないよう注意しましょう。

<学校>

- ・ 通学路等の危険箇所を再確認し、児童生徒の安全な通行環境を確保しましょう。
- ・ 横断歩道を横断する際は、手を上げるなどして横断する意思表示を車両運転者に示すよう指導しましょう。
- ・ 自転車で歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行し、歩行者がいる場合は一時停止するなど、歩行者優先を指導しましょう。
- ・ 自転車の前照灯は、夕暮れ時から早めに点灯させ、夜間は必ず点灯させるよう指導しましょう。
- ・ 自転車の二人乗りや並進、傘差し運転、イヤホンやスマートフォン等の使用は絶対しないよう指導しましょう。
- ・ 「歩きスマホ」等の危険な行為はやめ、常に周りに注意を払うよう指導しましょう。
- ・ 原動機付自転車、二輪車に乗車している学生に対しては安全運転講習を受講するよう指導しましょう。

<職場>

- ・ 朝礼や行事の機会を活用し、従業員に子供や高齢者の行動特性等を理解させ、子供と高齢者の近くを走行するときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど思いやりのある運転を指導しましょう。
- ・ 警察署や関係団体と連携して、二輪車を使用した業務・通勤時の安全運転について指導しましょう。
- ・ 飲酒の機会があるときは、飲酒運転を避けるため、事前にタクシーの利用、ハンドルキーパーの指定等についての検討や、出勤方法の変更を改めて従業員に指導しましょう。
- ・ 飲酒後に道路でのふらつき、寝込み等で事故にあわないよう、参加者で声を掛け合いましょう。
- ・ 二日酔い等による飲酒運転の防止に努めましょう。
- ・ 運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめるよう従業員に指導しましょう。
- ・ 車間距離を詰めるなど、妨害運転（あおり運転）は大変危険です。厳しい処分があることを周知し、絶対にやめるよう指導しましょう。

<地域>

- ・ 町内会などの各種会合の機会を活用し、地域内の危険箇所の周知や高齢歩行者の死亡事故の特徴、加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等を踏まえた交通安全教室を行うなど、地域の交通安全意識の向上を図りましょう。
- ・ 関係機関、幼稚園、保育園、学校等が密接に連携し、地域ぐるみでの子供を見守る活動等を推進しましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう声を掛け合いましょう。
- ・ 酒類販売店や飲食店等と協力して、地域から飲酒運転を根絶しましょう。

<事業者>

- ・ タクシー、高速乗合バス及び貸切バス等の乗客に対して、シートベルト着用の重要性を周知し、全ての座席でのシートベルト着用を徹底しましょう。
- ・ 横断歩道の直前で停止可能な速度での進行や、手前での一時停止など、横断歩行者の優先を実行しましょう。
- ・ 飲酒運転の防止、交通事故を起こさないための安全管理に努めましょう。

<飲食店>

- ・ 車両での来店の有無を確認し、運転者に酒類を提供しないなどハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- ・ 飲酒した人に運転させないよう、タクシーや運転代行等の利用を徹底しましょう。
- ・ デリバリーサービス業者は、配達員に対して安全運転について指導しましょう。

9 参考

令和3年10月25日、九都県市首脳会議により、飲酒運転の根絶に向けた九都県市（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）共同メッセージが採択されました。

飲酒運転の根絶に向け、共同メッセージの内容を実践していきましょう。

飲酒運転は大切な人の未来を奪う「重大な犯罪」です！

～千葉県八街市の児童が犠牲になった飲酒運転の悲劇を忘れない～

飲酒運転事故から皆様を守るため、以下のことを強く訴えます。

1. 飲酒運転をしない

- お酒を飲んだら、絶対に運転してはいけません。
- 運転する予定があるなら、お酒は飲まないでください。

2. 飲酒運転をさせない

- 運転をする人にお酒を出したり、飲ませてはいけません。
- 飲んだ人に運転させてもいけません。
- 飲食店の方も、お客様の交通手段の確認に御協力をお願いします。

3. 飲酒運転を許さない

- 飲酒運転をしている人やしようとしている人を見たら110番通報に御協力をお願いします。
- 飲酒運転をしないよう、職場でも互いに声掛けをしましょう。
- 家族や仲間みんなで、「飲酒運転の根絶」の取組を実践しましょう。

九都県市（埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）